



こちら119

発行
久留米広域消防本部
三井消防署
☎ 72-5101(代)

火災時の避難方法

火災は、ちょっとした油断から発生し、皆さんの大切な財産や家、時には命までも焼き尽くしてしまいます。もし、火災が起きてしまったらどのように避難すればいいのでしょうか？そこで、今回は『安全に避難するポイント』を紹介します。

～安全に避難するポイント～

- 避難するタイミングは、**炎が天井付近まで達したときは、消火をあきらめ避難する。**
- **お年寄り、子ども、病人、障害のある方を優先して避難させる。**
- 服装や持ち物にこだわらず、**できるだけ早く屋外に避難する。**
- 煙の中を逃げるときは、濡れたタオルで口を覆い、**できるだけ姿勢を低くする。**
- いったん避難したら、**再び屋内には戻らない。**



- 避難は、階段を使用する。エレベーターは、火や煙の通り道になるおそれがあり、故障して閉じ込められる危険性もあるので使用しない。
- 逃げ遅れた人がいるときは、**近くの消防隊にすぐに知らせる。**

消費生活相談室

廃品回収業者とのトラブルにご注意ください

不用品が多く出る季節です。巡回型の廃品回収業者とのトラブルは以前から報告がありますが、他県では次のように廃品回収業者が一方的に家を訪問して来て、法外な料金を請求する事例が報告されています。
「廃品回収している。不要なものはないか」と男性2人が突然訪れた。返事する間もなく、家の中を見回して、勝手に物置に行き自転車2台やストーブを引っ張り出してきた。代金をたずねたら、「自転車1台千円」というので2千円ぐらいになるものと思い、それならと了承した。しかし、軽トラックに積み込んだ後に13万円請求された。「戻して」と言いかけたが、怖くて手持ちの全額11万3千円を支払ってしまった。その後、業者は携帯電話で私の顔の写真を撮って帰った。不安。(70歳代 女性)

【アドバイス】

- 粗大ごみの処分方法が分からない場合は、市に問い合わせましょう。
- 業者の連絡先などがわからない事も多く、代金を支払ってしまうと取り戻すことが困難になります。支払う前に警察や消費生活相談室に相談しましょう。

小郡市消費生活相談室

▶窓口開設日

毎週月・火・木・金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時

▶問い合わせ先

小郡市消費者生活相談室
☎ 72-2111 内線144

